

ウスターソース類の日本農林規格

制	定	昭和49年6月27日農林省告示第565号
改	正	昭和51年6月25日農林省告示第609号
改	正	昭和55年2月25日農林水産省告示第208号
改	正	昭和63年12月9日農林水産省告示第1973号
改	正	平成2年9月29日農林水産省告示第1225号
改	正	平成6年3月1日農林水産省告示第435号
改	正	平成6年12月26日農林水産省告示第1741号
改	正	平成8年4月4日農林水産省告示第424号
改	正	平成8年10月15日農林水産省告示第1608号
改	正	平成9年9月3日農林水産省告示第1381号
改	正	平成10年7月22日農林水産省告示第1074号
改	正	平成17年4月18日農林水産省告示第788号
改	正	平成20年8月29日農林水産省告示第1365号
改	正	平成21年10月5日農林水産省告示第1406号
改	正	平成26年11月7日農林水産省告示第1564号
改	正	平成27年5月28日農林水産省告示第1387号
改	正	平成30年3月29日農林水産省告示第683号
改	正	令和元年6月27日農林水産省告示第475号
確	認	令和元年8月19日農林水産省告示第681号

(適用の範囲)

第1条 この規格は、ウスターソース、中濃ソース及び濃厚ソースに適用する。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
ウスターソース類	次に掲げるものであって、茶色又は茶黒色をした液体調味料をいう。 1 野菜若しくは果実の搾汁、煮出汁、ピューレー又はこれらを濃縮したものに砂糖類（砂糖、糖蜜及び糖類をいう。以下同じ。）、食酢、食塩及び香辛料を加えて調製したもの 2 1にでん粉、調味料等を加えて調製したもの
ウスターソース	ウスターソース類のうち、粘度が0.2Pa・s未満のものをいう。
中濃ソース	ウスターソース類のうち、粘度が0.2Pa・s以上2.0Pa・s未満のものをいう。
濃厚ソース	ウスターソース類のうち、粘度が2.0Pa・s以上のものをいう。
野菜及び果実の含有率	原料として使用した野菜及び果実の重量（濃縮したものにあっては、その原料として使用した野菜及び果実の重量）の製品の重量に対する割合をいう。

(ウスターソースの規格)

第3条 ウスターソースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	特 級	標 準
性 状	1 香味が優良であり、かつ、異味異臭がないこと。 2 容器を振ることにより沈でんしている不溶性固形分が容易に分散すること。	1 香味が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。 2 容器を振ることにより沈でんしている不溶性固形分が容易に分散すること。
無塩可溶性固形分	26%以上であること。	21%以上であること。
野菜及び果実の含有率	10%以上であること。	—
食 塩 分	11%以下であること。	
原 材 料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 野菜及び果実 2 砂糖類 3 蜂蜜 4 食酢（醸造酢に限る。） 5 食塩 6 香辛料 7 調味料 8 酒類 9 でん粉	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 野菜及び果実 2 砂糖類 3 蜂蜜 4 食酢 5 食塩 6 香辛料 7 調味料 8 酒類 9 でん粉
添 加 物	1 国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006）3.2の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合していること。 2 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 3 1の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法により伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあつては、この限りでない。 (1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法 (2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法 (3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法 (4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法	
内 容 量	表示量に適合していること。	

(中濃ソース及び濃厚ソースの規格)

第4条 中濃ソース及び濃厚ソースの規格は、次のとおりとする。

区 分	基 準	
	特 級	標 準
性 状	香味が優良であり、かつ、異味異臭がないこと。	香味が良好であり、かつ、異味異臭がないこと。
無塩可溶性固形分	28%以上であること。	23%以上であること。
野菜及び果実の含有率	15%以上（濃厚ソースにあっては、20%以上）であること。	—
食 塩 分	10%以下（濃厚ソースにあっては、9%以下）であること。	
原 材 料	前条の規格の原材料の特級の基準と同じ。	前条の規格の原材料の標準の基準と同じ。
添 加 物	前条の規格の添加物と同じ。	
内 容 量	表示量に適合していること。	

(測定方法)

第5条 前2条の規格における無塩可溶性固形分及び食塩分の測定方法は、次のとおりとする。

事 項	測 定 方 法
無塩可溶性固形分	<p>1 可溶性固形分の測定 試料及び糖用屈折計を20℃に保った時の糖用屈折計の示度を読み取り、その値をパーセントで表す。</p> <p>2 食塩分の測定 電位差滴定法又はモール法により測定する。</p> <p>(1) 測定の手順</p> <p>ア 電位差滴定法 100～200ml容ビーカーに試料0.4gを0.1mgの桁まで量りとり、電極が浸る高さまで水を加えた後、硝酸(1+1)(水に等容量の硝酸を加えたもの)1ml及び1%ツィーン20溶液(ツィーン20を1g量りとり、メスシリンダーで水100mlを加えて混合したもの)1mlを加え、これを電位差滴定装置に装着する。かき混ぜながら0.1mol/L硝酸銀溶液で滴定し、滴定装置の操作に従い終点を検出する。空試験については、試料の代わりに水を用いて同様に滴定する。この場合において、空試験において、終点が検出されないとき又は滴定に要した硝酸銀溶液の体積が0.01ml未満のときは、その滴定値は0mlとする。</p> <p>イ モール法 50ml容全量フラスコに試料2gを1mgの桁まで量りとり、水を加えて定容とした後、ろ紙(日本産業規格P 3801(1995))に規定する</p>

	<p>2種に該当するもの)を用いてろ過する。ろ液10mlを全量ピペットを用いて磁製蒸発皿又は三角フラスコにとり、0.05mol/L炭酸ナトリウム溶液で中和した溶液(この項において「試料溶液」という。)に指示薬として2%クロム酸カリウム溶液を1ml加え、0.1mol/L硝酸銀溶液で10ml容褐色ビュレットを用いて滴定する。液の色が微橙色になる点を終点とする。空試験については、試料溶液の代わりに水10mlを用いて同様に滴定する。この場合において、空試験において、1滴で明らかに終点を超える色を呈したときは、その滴定値は0mlとする。</p> <p>(2) 計算</p> <p>ア 電位差滴定法 食塩分 (%) = $\{(T - B)/1000\} \times A \times F \times M \times (1/W) \times 100$</p> <p>イ モール法 食塩分 (%) = $\{(T - B)/1000\} \times A \times F \times M \times (50/10) \times (1/W) \times 100$</p> <p>T : 試料溶液の滴定に要した硝酸銀溶液の体積 (ml) B : 空試験の滴定に要した硝酸銀溶液の体積 (ml) A : 滴定に用いた硝酸銀溶液の濃度 (mol/L) F : 硝酸銀溶液のファクター M : 58.44 (塩化ナトリウムの式量) W : 試料採取量 (g)</p> <p>注1 : 試験に用いる水は、日本産業規格K 0557 (1998)に規定するA2又は同等以上のものとする。 注2 : 試験に用いる試薬は、日本産業規格の特級等の規格に適合するものとする。 注3 : 試験に用いるガラス製体積計は、日本産業規格R 3505 (1994)に規定するクラスA又は同等以上のものとする。 注4 : 電位差滴定装置は10ml以上のビュレット容量を持つものとする。電極は、塩化物測定に適した指示電極(銀電極等)及び参照電極、又はこれらの複合型電極を用いる。 注5 : 1%ツィーン20溶液の代わりに、電位差滴定装置に適したアニオン界面活性剤を含む溶液を使用することができる。</p> <p>3 無塩可溶性固形分の算出 無塩可溶性固形分 (%) = 可溶性固形分 (%) - 食塩分 (%)</p>
食 塩 分	無塩可溶性固形分の測定方法2と同じ。

改正の改正文・附則(平成26年11月7日農林水産省告示第1564号)抄
平成26年12月7日から施行する。

附 則

- この告示の施行の際現にこの告示による改正前のウスターソース類の日本農林規格により格付の表示が付されたウスターソース類については、なお従前の例による。
- この告示による改正後の第3条の表食品添加物の項の1の規定(国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格(CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006)3.2の規定に係る部分に限る。)の適用については、同項の1の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- この告示による改正後の第3条の表食品添加物の項の2及び3の規定の適用については、同項の2及び3の規定にかかわらず、平成28年6月6日までの間は、なお従前の例によることができる。

最終改正の改正文（令和元年6月27日農林水産省告示第475号）抄
令和元7月1日から施行する。